

(別紙 1 の 1)

本件敷地の取得費用における宮城県負担額の算出方法について

1 算出方法の概要

宮城県が国の直轄事業である道路事業及び河川事業の費用として、法定の割合に従って負担すべきものは、本件敷地の取得費用に加えて、仙台河川国道事務所及びその管轄区域内の各出張所、東北技術事務所や東北地方整備局の庁舎等の補修費等が含まれ、国は、これらの各費用をまとめて平成 20 年度の営繕宿舍費(以下「20 年度営宿費」という。)を計上しているところ、次の方法により、本件敷地取得費用額のうち宮城県が負担すべき金額を算定した。

(平成 20 年度分)

本件敷地の取得費用(道路事業分)【A】×宮城県負担率(本件敷地の取得費用(道路事業分)のうち宮城県が負担すべき割合)【B】=本件敷地の取得費用(道路事業分)のうち宮城県が負担すべき額【X】

(平成 20 年度分)

本件敷地の取得費用(河川事業分)【C】×宮城県負担率(本件敷地の取得費用(河川事業分)のうち宮城県が負担すべき割合)【D】=本件敷地の取得費用(河川事業分)のうち宮城県が負担すべき額【Y】

【X】+【Y】=宮城県が負担すべき額(道路事業分及び河川事業分)

2 各計算要素の算出方法等

(1) 本件敷地の取得費用(道路事業分)【A】、本件敷地の取得費用(河川事業分)【C】について

本件敷地の取得費用の総額は 9 億 4 1 4 0 万 3 8 0 0 円(4 0 9 3 . 0 6 平方メートル)であるが、平成 20 年度に支出した額は 5 億 3 8 2 0 万円(2 3 4 0 平方メートル分)である(以下「20 年度取得費」という。)

まず、20年度取得費を、道路事業の事業費からの拠出分すなわち本件敷地の取得費用（道路事業分）【A】と、河川事業の事業費からの拠出分すなわち本件敷地の取得費用（河川事業分）【C】とに分ける。

20年度取得費につき、【A】と【C】との分け方を説明すると、これについては、それぞれの事業費に応じて負担する要素、それぞれに従事する職員数に応じて負担する要素、各事業で等分に負担すべき要素（例えば執務室以外の共有部分など）の三つの要素を、それぞれ等分の重みをもって、すなわち3分の1ずつの割合をもって考慮することが相当であり、この考慮方法によった場合の各事業の事業費からの拠出分とすべき割合（事業割合）を算出する。計算式は下記のとおりであり、事業割合は、道路事業 73パーセント、河川事業 27パーセントとなる。

（計算式）

$$\frac{\text{道路（河川）事業費}}{\text{道路事業費} + \text{河川事業費}} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{道路（河川）職員数}}{\text{道路職員数} + \text{河川職員数}} \times \frac{1}{3}$$

$$+ \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \text{負担割合}$$

（道路事業割合）

$$\frac{\text{道路事業費（31486百万円）}}{\text{道路事業費（前同）} + \text{河川事業費（3589百万円）}} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{道路職員数（185名）}}{\text{道路職員数（前同）} + \text{河川職員数（52人）}} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 0.73$$

（河川事業割合）

河川事業費（3589百万円）／道路事業費（31486百万円）＋河川事業費（前同）×1／3＋河川職員数（52名）／道路職員数（185名）＋河川職員数（前同）×1／3＋1／2×1／3　0.27

20年度取得費に上記各事業割合を乗じて、本件敷地の取得費用（道路事業分）【A】と本件敷地の取得費用（河川事業分）【C】とを算出する。

（本件敷地の取得費用（道路事業分）【A】）

5億3820万円×0.73＝3億9288万6000円

（本件敷地の取得費用（河川事業分）【C】）

5億3820万円×0.27＝1億4531万4000円

(2) 【B】について

ア 国は、本件敷地の取得費用（道路事業分）については、他の営繕宿舎費と区別して宮城県の負担額を算出する作業はしていない。もっとも、道路事業分についても、20年度取得費は、20年度営宿費の一部であることから、まず20年度営宿費（道路事業分）のうち宮城県が負担すべき割合を前提とし、改めてこれを平成20年度分の本件敷地取得費用額に乗じて、平成20年度分の本件敷地取得費用額のうち宮城県が負担すべき金額を試算した。

道路事業と河川事業とでは宮城県負担率が異なることから、20年度営宿費を道路事業分と河川事業分とに分けると、道路事業分は4億1831万3000円（その内訳は別紙1の2の「所要額」欄のとおり。）、河川事業分は2億1360万2266円となる。

イ 20年度営宿費のうち道路事業分（4億1831万3000円）には、宮城県負担事業分と仙台市負担事業分とが含まれるので、さらに、宮城県負担事業分と仙台市負担事業分とに分ける。

上記の20年営宿費（道路事業分：4億1831万3000円）の内訳及び宮城県負担事業分の算出方法は、次のとおりである。

宮城県負担事業・仙台市負担事業の両方の事務を担当する庁舎の営繕費や職員宿舍の補修・借料等（別紙1の2「宮城県・仙台市負担事業を担当する組織庁舎の営繕（事務所，仙台東（出）」、「仙台市内に設置される宿舍の補修，借料等」）については，宮城県負担事業，仙台市負担事業に係るそれぞれの道路の長さに応じて按分する。

宮城県負担事業のみ，あるいは仙台市負担事業のみに関する費用は，全額を宮城県又は仙台市の負担事業分とした（別紙1の2「宮城県負担事業を担当する組織庁舎の営繕（南三陸（出）・岩沼（出）・古川（出）・気仙沼（出）・鳴子（出）」、「仙台市負担事業を担当する組織庁舎の営繕（仙台西（出）」、「仙台市外に設置される宿舍の補修・借料等」）。

東北地方整備局及び東北技術事務所の営繕宿舍費の分担金については，それぞれ，所管する東北6県及び仙台市の事業費による按分，道路の管理延長による按分により，各県（市）に分けている（別紙1の2「東北技術事務所営繕宿舍費の所要額の分担金」，「本局の宿舍費の所要額の分担金」）。

このように算出した結果，20年度営宿費（道路事業分）のうち宮城県負担事業分は3億4762万5616円（別紙1の2「宮城県分」の合計欄の金額）となり，仙台市負担事業分は，7068万7384円（別紙1の2「仙台市分」の合計欄の金額）となる。

ウ 別紙1の3のとおり，20年度営宿費のうち宮城県負担事業分（ただし，建設機械維持費（107万3000円）を除く3億4655万2616円）について，事業種別（道路の改築事業，道路の修繕事業，交通安全施設整備事業等のカテゴリー。別紙1の3「事業種別」欄）ごとに分けて，それぞれの事業種別ごとの拠出額を確定する。その際には，まずは各事業種別ごとに事業費（当初の予算）全体に占める割合（別紙1の3「H20年度当初事業

費 シェア」欄の額，割合）に応じて分ける。

もっとも，上記の割合は予算編成時に決められるものであり，予算編成の性質上，維持修繕事業，除雪等については，道路の損傷の頻度及び度合い，冬期の天候等によって工事件数及び工事量が左右され，それらの正確な予測が困難なことから，予算超過の事態を回避するため，工事関係費の所要額確保を優先して按分額から一定の減額を行うなど，各事業種別間で必要な調整をしている（別紙１の３「直接費必要額との調整による営宿費の減分」欄のプラス・マイナスの数字を参照）。

そのほか，沿道環境（改築）事業について見ると，別紙１の３の１番目の項目（沿道環境（改築））のとおり，平成２０年度の当初予算額は６億６０００万円で，全事業費に占める割合は３パーセントであり，按分計算した場合には営繕宿舍費の割当ては１０４０万円となるが，同事業は事業費の予算が比較的小さいため，工事費を確保する必要性を考慮し，割当てを３５万円減額する処理をした結果，１００５万円（より正確には，別紙１の３「Ｈ２０当初営繕宿舍費＜詳細＞」欄記載の１００５万４８４４円）となっている。

このように各事業種別ごとの営繕宿舍費の拠出額を確定した上で，それぞれの営繕宿舍費の額（別紙１の３「Ｈ２０当初営繕宿舍費＜詳細＞」欄）に，法定の宮城県の負担割合（別紙１の３「負担割合」欄）を乗じた額の合計と，上記で除外した建設機械維持費（河川，道路の維持管理や災害対策に使用するパトロールカーや除雪車等の整備費）１０７万３０００円に法定の負担割合（１０分の４．５）を乗じた４８万２８５０円の合計１億１５２０万６２５６円が，宮城県が２０年度営宿費（道路事業分）として負担すべき額となる。

仙台市が２０年度営宿費（道路事業分）として負担すべき額についても，上記と同様の方法で算出すると，２８０１万１７２７円となる。

その結果，２０年度営宿費（道路事業分）のうち国の負担すべき額は２億

7509万5017円(4億1831万3000円(全体) - 1億1520万6256円(宮城県分) - 2801万1727円(仙台市分))となる。

エ 上記ウで算出した国，宮城県，仙台市の各20年度営宿費(道路事業分)の負担すべき額の20年度営宿費(道路事業分)の負担額総額に対して占める各割合は，2億7509万5017：1億1520万6256：2801万1727であり，百分率にすると，ほぼ65.7パーセント：27.6パーセント：6.7パーセントとなる。ここで求められた27.6パーセントが道路事業についての宮城県負担率【B】である。

(3) 上記【D】(河川事業についての宮城県負担率)について

ア 20年度営宿費のうち河川事業分(2億1360万2266円)は，全額宮城県の負担である。

イ 20年度営宿費(河川事業分)のうち本件に係る支出(1億4531万4000円)については，仙台河川国道事務所が平成20年度に実施した主要な事業である河川改修事業(地方負担率は3分の1)から拠出するのが合理的であると考えられるから，河川事業についての宮城県負担率【D】は3分の1(33.3パーセント)である。

3 本件敷地の取得費用のうち宮城県が負担すべき額

以上求められた平成20年度の本件敷地の取得費用(道路事業分)【A】3億9288万6000円に，道路事業についての宮城県負担率【B】27.6パーセントを乗じると，本件敷地の取得費用(道路事業分)のうち宮城県が負担すべき額【X】は1億0843万6536円となる。

また，同じく，平成20年度の本件敷地の取得費用(河川事業分)【C】1億4531万4000円に，河川事業についての宮城県負担率【D】3分の1を乗じると，本件敷地の取得費用(河川事業分)のうち宮城県が負担すべき額【Y】は4843万8000円となる。

(計算式)

本件敷地の取得費用 (道路事業分) のうち宮城県が負担すべき額【 X 】 = 【 A 】
× 【 B 】

3 億 9 2 8 8 万 6 0 0 0 × 2 7 . 6 パーセント = 1 億 0 8 4 3 万 6 5 3 6 円

【 X 】

本件敷地の取得費用 (河川事業分) のうち宮城県が負担すべき額【 Y 】 = 【 C 】
× 【 D 】

1

1 億 4 5 3 1 万 4 0 0 0 × — = 4 8 4 3 万 8 0 0 0 円【 Y 】

3

よって、20年度取得費のうち宮城県が負担すべき額の総額 = 【 X 】 + 【 Y 】
は、道路事業分 1 億 0 8 4 3 万 6 5 3 6 円【 X 】と河川事業分 4 8 4 3 万 8 0 0
0 円【 Y 】との合計 1 億 5 6 8 7 万 4 5 3 6 円となる。

別紙 1 の 2 及び 1 の 3 の添付省略

(別紙 2 の 1)

仙台河川国道事務所の法定所掌事務

- 1 名取川(釜房ダム管理所の管轄区域を除く。)及び阿武隈川下流(宮城県境から下流)のうち,七ヶ宿ダム管理所の管轄区域を除く区間につき,改良工事,維持修繕その他の管理,洪水予報及び水防警報
- 2 蔵王山につき,砂防工事に関する調査(火山噴火対策に資するものに限る。)
- 3 宮城県仙台湾沿岸につき,海岸保全施設(港湾に係るものを除く。)に関する工事及び水防警報
- 4 一般国道 4 号, 6 号, 4 5 号, 4 7 号, 4 8 号及び 1 0 8 号につき,改築,修繕工事及び維持その他の管理
- 5 他の河川国道事務所等の所掌事務につき,仙台河川国道事務所の所掌事務に係る工事の施行上密接な関連のある工事で,国土交通大臣の承認を得たもの
- 6 大規模な自然災害の発生により緊急に砂防工事その他の事務を行う必要があるときの当該事務

(別紙 2 の 2)

平成 2 0 年当時の仙台河川国道事務所内の組織及び各組織の業務内容

各課の名称	業 務 内 容
総務課	総務，福利厚生に関する業務
経理課	経理，契約，歳入に関する業務
用地第一課	河川，海岸，道路工事に係る用地業務
用地第二課	道路工事に係る用地業務
工務第一課	河川，海岸に関する事業計画等の業務
工務第二課	道路改築に関する事業計画等の業務
計画課	防災，地域づくり，広報に関する業務
品質確保課	工事発注，検査，新技術活用に関する業務
調査第一課	河川，海岸に関する調査業務及び洪水予報，水防警報
調査第二課	道路に関する調査業務
設計課	道路改築事業に関する調査設計業務，土木営繕に関する設計業務
河川管理課	河川に関する管理及び維持修繕業務（許認可事務も担当）
道路管理第一課	道路に関する管理業務 （許認可事務，特車申請窓口，道の相談室も担当）
道路管理第二課	道路の維持修繕及び積雪寒冷地対策に関する業務
共同溝課	共同溝事業，道路緑化保全事業，道路改築事業（仙台市内の道路拡幅）に関する業務
交通対策課	交通安全対策，道路改築事業（仙台市外の道路拡幅）に関する業務
防災課	防災，機械，電気通信設備に関する業務